

近世神島の漁業と租税体系

はしがき

伊勢湾の湾口に浮かぶ神島は鳥羽市に属し、周囲の答志島や萱島とともに独特の習慣や景観を残す離島となっている。神島には固有の祭事や隠居制などの慣行があり、早くから民俗学の分野で注目されてきたが、そのきっかけの一つとなったのは、一九五四年（昭和二九）に神島を舞台とした三島由紀夫の小説『潮騒』が刊行され、この島が一躍有名になったことがあった。三島はその前年に二度にわたってこの島に滞在して綿密な取材を行い、その様子を濃厚に小説の中に投影している。小説で

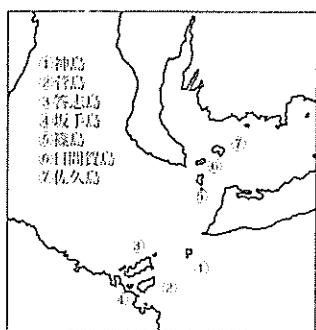


図 1 神島位置図

は「歌島」という架空の名称になっているが、そこに登場する道や集落、漁船が陸揚げされる浜辺や山の水汲み場から水を運ぶ様子は、当時の神島の実態そのものであった。彼はまた実際に漁船に乗り込み、漁の具体的な様子も細かく記録して小説

の題材としている。⁽¹⁾

「潮騒」には漁師の久保新治と、そして島の有力者の娘宮田初江との間に育まれた素朴で純情な恋愛が描かれている。物語は若い二人が立ちあがる障害をいかに乗り越えていくのか、それが骨格になっているが、ストー

リー自体は
さほど複雑
なものとは
いえない。

事実この物語は、ローマ時代の小説『ダフニスとクロエ』(岩波文庫)

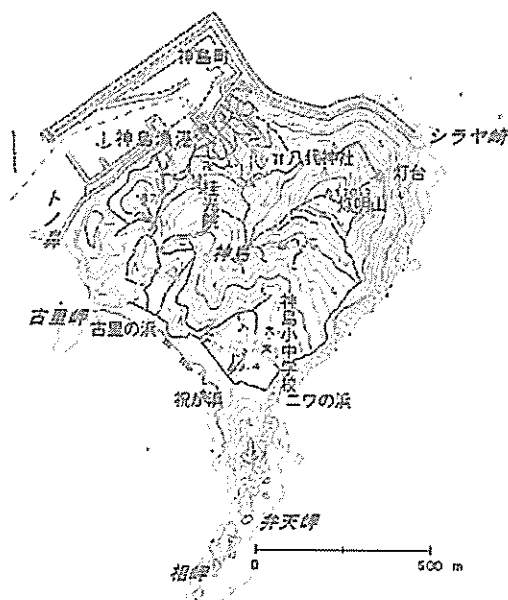


図2 神島概要図 (国土地理院)

北
村
優
季

が発想の基本にあつたとされ、三島はそれを日本の風土に移植したのである。一方で、三島はこれ以前にすでに文壇で活躍する職業作家となっていたが、かれは二〇代の前半に『仮面の告白』（一九四九年）、後半には『愛の渇き』（一九五〇年）、『禁色』（一九五一年）などの作品を矢継ぎ早に発表し、戦後日本における都会の複雑な男女関係を描き、その大胆さによって多くの読者を驚かせた。またこの前後には、後に『近代能楽集』（一九五六年）に収録された「卒塔婆小町」等の戯曲を執筆するなど、近代社会における人間関係の光と影を華麗な文章で描き出した。

それに比べると、『潮騒』はいかにも異色の作品で、そこには駆け引きのない、互いを信頼することしか知らない男女が登場させ、人間の間の部分もほとんど見ることができない。三島にとつて都会の男女の恋は、近代人の苦悩に通じる暗黒をともなつたが、純情素朴な恋愛を描くためには、神島のような、都会の喧噪を離れた舞台を用意することが必要だつたのだろう。それに合わせるように、『潮騒』の文章は概して単純明快な短文で構成され、それまでに見られた二重三重の比喩なども、敢えて使用されていない。『潮騒』は近代人が置き忘れた健康な人間性を描くとともに、それにふさわしい文体が用意され、多くの読者を獲得することになった。

これ以降神島は一躍脚光を浴び、刊行されたその年に最初の映画が公開されたのはじめ、五回にわたって映画化されたこともあって、島内には旅館や民宿も営業されるようになった。『潮騒』では冒頭に「歌島は人口千四百、周囲一里に満たない小島である」と書かれたが、その後

の人口推移を見ると、この昭和三十年前後を頂点として、以後は次第に人口が減少し、二〇一八年の時点では三六〇名ほどになっている。島民の高齢化も進み、島で一軒しかなかった雑貨店が店主の高齢のために閉店し、漁協の建物も取り壊されて新しい小さな建物に移るなど、急速な過疎化が進んでいる。しかし、島の北側の斜面に作られた家並みは今も屏風絵のような光景を見せ、路地のような狭い道路とともに昔ながらの景観をよくとどめている。ただ、それらの家屋の一部は無人化が進み、空き家になったり、倉庫として再利用されていたりする場合も少なくないようである。地方社会の過疎化はこの神島にも確実に訪れている。

神島には現在も元旦に行われるゲーター祭や海の口開けを告げるゴクアゲの神事などが行われ、先に述べたように、そうした独特の慣習が多くの民俗学者を引き付けてきた。また、島内にはきわめて農地が少なく、ほとんどが漁業や海運業によって生計を立てていることから、漁村研究の対象としても注目を集めてきた。島内にはこうした古い、近代化から距離を置いた生活様式が現代も生きており、それが多くの人びとをひき付ける要素となっているのである。ただ、神島にはさらに時代をさかのぼると、江戸時代の史料が数多く残されていることも注目される。島で唯一の神社である八代神社の下平坦地には、コンクリート製の文化財収蔵庫が作られ、そこには重要文化財に指定されている鏡などの宝物のほか、数十点の古文書や絵図が残され、とくに絵図については、かつて島の庄屋を務めた有力者の家に伝存する明治初年の絵図とともに、現在の景観と一致する場所が少なくない。また、江戸時代後期の一九世紀に

は、画家としても著名な田原藩士渡辺畢山がこの島を訪れ、浜の詳細や燈明堂をはじめとして一〇点を超える絵画史料を残していて、江戸時代の実態を知ることのできる貴重な史料となっている。こうして神島には、江戸時代の古文書、江戸時代から明治初年にかけての地図、さらにはその景観を描いた絵画がセットとなつて残っており、きわめてまれな事例といわなければならない。そして、そうした景観が現在の神島集落の中にも見出すことができるのである。こうしたことを考えると、神島は江戸時代を復元することのできる豊かな条件を備えていることになる。本稿がこの小さな島に注目するのも、一つにはこうした事情があるためであるが、その研究の成果はそれをいかに活用していくかにかかっているものといえよう。

第一章 二つの口前文書

神島の文化財収蔵庫に多くの古文書が保管されていることを先に紹介したが、その中に二通の租税関係文書が存在する。一つはA文化六年（一八〇九）に書かれたもの、もう一つはB嘉永五年（一八五二）に書かれたもので、これらは約四〇年の時間を隔ててほぼ同じ形式で書かれている（以下、場合によって単にA、Bと表記する）。後にもふれるように、これは島の東村、中村、南村の「宿本」が島の庄屋・肝煎に提出した文書で、最初に租税額の概要が記されている。まずその文書の冒頭の箇所を紹介することにした。

A（文化六年）

近世神島の漁業と租税体系

口前三ヶ村村定之事

一、金子八拾七両壹分、錢五百文、御上納口前也、
一、同壹両氏神様、
午ノ正月ノ申ノ極月迄三ヶ年之内、右三ヶ村江買請申候處実正二御座候、但シ定之儀ハ、

B（嘉永五年）

口前三ヶ村定之事、

一、金九拾八両壹分ト錢五百文、
一、同拾両、仕添御上納口前也、
一、同壹両氏神様 外壹分添、
一、同貳両貳分、庄屋給、
一、同六拾三両、五分七分、
同五両、仕添、

右之通丑正月朔日今卯極月迄、三ヶ村右買請申候處実正二御座候、但シ定之儀者三ヶ年之間也、

ここに書かれたように、東・中・南の三ヶ村では、口前と呼ばれる金額が庄屋などに上納された。ただし、A「午ノ正月より申ノ極月迄三ヶ年之内」とあるように、向こう三年間の合計を列挙した額である。ちなみにこの場合には午の年が文化七年庚午（一八一〇）、申の年は文化九年壬申（一八一二）に、それぞれ相当する。いわば将来にわたって貢納すべき税額をあらかじめここで明示しているのである。このことに関連

して、「右三ヶ村江買請申候處実正二御座候」とあるように、そうした契約に類する関係を「買い請け」と表現していることも注目される。神島においては漁業を請負い、その対価として「口前」を支払うという関係が成り立っていたからである。これは漁業権を買い取る近代の契約とも類似しており、それによって漁業の正当性が保証されていた。

ところで、その税額であるがA文化六年では三年間で八九兩余りで、それに氏神と呼ばれた八代神社への貢納分一兩が加わるのに対し、B嘉永五年には基本となる金額は九八兩余りと一割ほど増加しているだけである。これだけを見ると、二つの税額はさほど大きな違いはなく、物価の上昇分が組み込まれただけのように解釈されるかもしれない。しかし、Bではこれに「仕添」というかたちでさまざまな増加分が加わり、総額は一七九兩余に及んでいる（ただし三年間の税額）。本来鳥羽藩主から支給されるはずの庄屋給分も、この時期には村方からの貢納に計上されているが、この四〇年余りの間で村の負担額は二倍以上に増加しており、実質的な増税が実施されていたことが想定される。

ちなみに享保一一年（一七二六）の「神島村指出帳」（『鳥羽市史』上巻八九二頁）によると、鳥羽藩支配下の神島村の石高は一〇石六斗六升であったが、そのうち五石を浦役とし、残りの五石六斗六升は「前々々年貢なし」と記されるように、石高に応じた米年貢は課されていないかった。しかし、代わりに「水主米」と呼ばれる米二石二斗余りが課され、その他にもこぼれ米を意味する目立米九升二合、浦役として銀五六〇目（匁）が指定され、これが実質的な貢納物となっていた。ただし、神島

村ではほとんど米が収穫できないため、伊勢の河崎や木曽川河口の桑名にある米相場をもとに金額を算定し、金納することが原則になっていたという。A・B二つの文書でも金納を前提として税額が算定されているが、それはこうした神島村の租税の大枠にしたがったものであった。こうしたあり方は嘉永二年（一八四九）の「年貢皆済目録」（神島文化財収蔵庫蔵）でも、

納合 米 貳拾貳石八斗五合

銀 五百六拾目

とあって、藩に納入する税額は幕末の一九世紀になっても基本的に変化していない。⁽³⁾先にあげたA・B二つの「口前」は三つの村が庄屋・肝煎に貢納する金額であり、庄屋・肝煎はそれらを元手として、藩に納めるべき金・銀を用意したものと推測される。

第二章 口前と頭役

さて、次に口前文書では、課税の詳細が次のように記されている。第一章で掲出した史料に続く文言を次にあげておくことにしたい。

（A）文化六年口前

一、春商人老人二付老匁ツ、繩船高老割、海草老割、春繩船五月節旬迄所二而働也、其内鳥羽賣はへ登り之義は口前江断也、其今思ひくゝに可致者也、五月晦日迄口前也、

一、夏繩船老艘二付頭役金老分、六月七日はへ込口前也、同はへ出之節茂仕切取也、

一、盆過たび漁之義は八月十五日迄夏縄通り頭役也、八月十五日迄九月晦日迄頭役金式分也、

一、十月朔日迄口前也、たび漁之節ほうけいいわし二面はへ□節口前也、□□山□候節□前也、

一、秋商人八月迄老人二付式又ツ、

ここにはさまざまなことが書かれているが、まず「春商人」「秋商人」と書かれた商人について検討しておきたい。商人は神島村の漁獲を取り扱う商人のことであるが、それが島外の商人か島内のそれであるかは、これらの表現だけで判断することは難しい。実際に、島外から仲買人が訪れて漁獲を購入したことも十分に考えられよう。しかし、神島文化財収蔵庫に所蔵されている元禄四年（一六九二）の指出帳には、島で保有される船数を七十艘とし、そのうち四艘が「とつてい船」、六十六艘を「ちよる船」と表記している。さらに同じ文書には、小船八五艘をあげ、うち七九艘が「式かいなる船」、六艘が「魚商船」であったとしている。⁽⁴⁾この記載によれば、神島村では「魚商船」と呼ばれる魚介運搬専用の船を六艘も確保していたのであり、それらを利用して志摩国の鳥羽や、さらには伊勢、三河、尾張の市場などに漁獲を販売しにいったのであろう。したがって、この文書に見える「商人」も島内の住民であっ

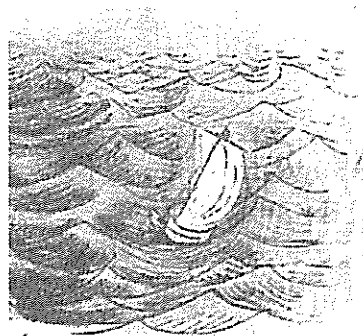


図3 神島沖の船（参海雑誌より）

たことになる。こうした状況は近代になってからも変わらなかったよう
で、商人が市場から遠く離れた離島を訪れることは少なかったと想定さ
れる。昭和三年（一九五七）に刊行された神島の現地調査でも、商人
と市場の関係が次のように書き留められている。⁽⁵⁾

さて、朝水揚げした漁獲物は漁協で一括して地元神島の六、七人の
仲買人に売る。仲買人は午後二、三時頃からそれを自分の船で市場
に運び翌朝の「市」にかけることになる。

おそらく近世の神島でもこれと同じことが行われていたのであり、こ
こでいう仲買人が「商人」として島の漁獲を島外の市場に運び込んだので
ある。そして、春商人は一人一匁、秋商人の場合は一人二匁の税銭を村
に支払うことになっていたのである。

ただし、ここに登場する商人が、一般の商家と同じように、利潤を追
求する商人であったかどうかは注意をしなければならない。A・B二
つの口前文書には、どちらにも「一、吉田送り駄賃引 壹割也」という
書き込みがあつて、「吉田」までの荷駄のための費用を必要費用として
認め、その上で残りの売上高に対して一割の税銭を課していることを示
している。吉田は明治以降豊橋と改名された土地であり、松平家が支配
した吉田藩の城下吉田は、東海道の宿場であるとともに三河地方の流通経
済の中心地でもあつた。おそらく神島の商人は船で伊良湖まで魚介を運
び、そこから長い渥美半島の陸路を荷駄で進んだのだらうが、その経費
は商人の負担でなく、島が負担すべきものとして扱われたのである。

一九世紀の田原藩士であつた渡辺畢山は、網元である庄屋や肝煎のも

った力の大きさを次のように記している。⁽⁶⁾

この島にて三四郎、又左衛門といえるは、網船の主にて元メといふものなり。先祖より遠沖に漁することを禁じ、島の長としてたゞ獺の売買をなし、尾勢志紀参に往来して諸物を交易せるのみなり。島人もこの二家を尊む事、実に君臣の如し。

ここには三四郎（ただしこれは三郎治が正しい）、又左衛門の二人が網元として強い影響力を持ち、交易についても「島の長としてたゞ獺の売買をなし」とあるように、網元の管理下で行われていたという。物資を船で運ぶ商人はそれなりの操船技術を必要とし、また島民から魚介を買入れるための元手も必要としたはずで、ある程度の財産も蓄えていたと推測される。しかしこの記述を参考にすると、口前文書の「商人」は利益を求めて自由に行動する商家とは異なり、網元の支配を前提とし、魚介を市場に運送する職務を課された存在であったように見える。それは三都や近代の商人とはかなり異質の存在であったのではなからうか。

次に、縄船・夏縄・夏縄船についてであるが、これは一本の延縄に釣り針を多数付けた延縄漁の漁船を意味するらしい。このうち、春・夏・秋などの季節を示す語句が登場するが、これは旧暦の季節そのものを指すのではなく、文書に従うともう少し厳密な区別があったことがわかる。一つは春縄船と呼ばれるのが「五月節句まで所にて働くなり」「五月晦日まで口前なり」とあるように、五月までを春季として理解していたことが推測されよう。一方で、文書には「秋商人八月より一人につき二匁づつ」とあるので、八月以降が「秋」ということになる。そして、二つ

の季節にはさまた六月及び七月が「夏」として区別されていたと判断できる。もちろんこれは旧暦による表記で、現代の太陽暦に直せば、六月までが春、七・八月が夏、九月以降を秋とするのが島の漁業における季節の認識であった。

なお、近代の神島では、毎年漁をはじめる前に漁民の間でクジを引き、その結果に応じて漁の場所を決定していた。⁽⁷⁾ここで春縄船に関して「五月節句まで所にて働くなり」とあるのは、この近代の慣行と同じで、五月五日の端午の節句までは指定された海域・漁場で漁を行い、それ以降は自由に漁をすることがゆるされたということなのであろう。

ところで、神島ではなぜこのような季節による漁の区別をしたのだろうか。それはおそらく、当時の島の漁業をめぐる自然条件が関連していたものと思われる。先に紹介した「神島調査概報」では、明治一六年（一八八三）の「地誌取調書」の中の次のような一節を紹介しており、江戸時代後期の神島の漁業を理解するうえで参考にすることができよう。⁽⁸⁾

：当村ハ毎年二月ヨリ七月マデ近海ニテ営業シ得ルトイエドモ、七月ヨリ九月マデ尾張国知多郡或ハ答志郡坂手村へ船舶シ、鯛島ニテ漁業ヲナシ、十月ヨリ一月マデハ紀伊熊野ノ沿岸ニ赴テ漁業ス：

すなわち、二月（旧暦の正月）から七月（旧暦六月）までは島から船を出して近海で操業することができたのに対し、七月から九月までは神島の北に位置する知多半島や鳥羽港の対岸にあたる坂手島に船を停泊させ、そこを拠点として漁業が実施されたという。漁場となった鯛島（たいのしま）は神島の南側にあった浅瀬の漁場を指す。おそらくこの時期

には台風の襲来をはじめとして、太平洋からの強風をまともに受けたために船を神島に停泊させることが難しく、避難のためにこうした周辺の漁港を利用したのでろう。そうなるに漁船は直接市場に漁獲を水揚げすることが多くなり、神島での漁獲も減少する傾向があつたにちがいない。さらに十月（旧暦九月）以降になると、島の周辺での漁獲が減少するため、わざわざ紀伊半島の熊野・尾鷲などの海域に船を出し、そこで漁業を実施したというのである。

このことを先のA文化六年口前にあてはめると、春縄船が出された時期は神島近海での漁獲がもっとも多い時期にあたつていたことになる。また、夏縄船が出された旧暦六月以降には、神島に拠点を置く漁船の数が減少し、水揚げも少なくなつていたことが予想される。そして、旧暦九月以降は熊野での漁業が実施されたことが予想されるが、それを示すのが「たび漁」という言葉である。これは漢字を当てれば旅漁ということになるか。Aには具体的な地名は一切登場しないが、B嘉永二年口前ではやはり「盆過たび漁之儀者、八月十五日迄夏縄通り頭役、八月十六日何方へ参候共出分通シ頭役也。商人運賃の儀者、出分入迄とうし也」とあつて、孟蘭盆会がおこなわれる七月一五日を区切りとして、その対処法が異なつていたことが見てとれる。また、一〇月以降になるとたび漁も本格化したようで、「十月廿日より濱行熊野行候節者夏ノ頭役也」とあるほか、

十月廿一日濱行熊野行者夏之頭役也、たび漁之儀者、八月朔日
十月晦日迄老人前八匁也、十一月朔日夏之頭役也、

近世神島の漁業と租税体系

とあつて、熊野まで出漁したことが明言されている。それと一体になつて登場する「濱行」が何を意味するのかは判然としないが、このように一〇月以降になると熊野まで出漁することが多くなるとともに、それに対して、「頭役」という税金が課され、あるいは「一人前八匁」という額が課されることになつたのである。たとえば熊野まで出漁しても、あるいは船の使用料に相当するのであるか、一定の税金が水揚げに対し漁師や船に課されたのである。

では、その税金と考えられる「口前」と「頭役」はどのような内容のものだつたのだろうか。このうち口前は、一八世紀の『類聚名物考』に「口銭（俗云くちまへ）口前」とあつて、一般には口銭と呼ばれたらしい。⁽⁹⁾一方で口銭については、一般に付加税のことをいうのを基本としたとされる。⁽¹⁰⁾A・B二つの文書でも、冒頭に「口前三ヶ村定之事」とあり、年貢などに対してそれ以外の付加的な税を指すものと解することができ。しかし、口前の語は文書の本文中にも多数見えるほか、頭役と対になつて表現されているように見受けられる。

頭役については、やはり辞典類にいろいろな意味が掲出されているが、「均等に頭割りで負担する事」（『日本国語大辞典』）などの例があるものの、ここにはどれも当てはまらない用例のようである。そこであらためて文書の中の「頭役」に注目すると、「夏縄船一艘につき頭役金一分」「頭役金二分」（以上A）、「大工頭役年内金二分二朱二御座候」（B）など、頭役は金額が明示されている場合のあることが注目される。これに対し、口前については具体的な金額を明示した用例が一つも確認

することができない。このことは、頭役が定額制の税銭であることを示しており、とくに「船一艘に付き」などの表現からすると、船ごとに課せられた税額であるとするのが自然である。それに口前が対応するとすれば、口前は歩合制の税銭を意味するのではなからうか。ここでは先にAのうち、春季の縄船に關する史料を掲出したが、そこには「縄船高割、海草壹割」とあるように、漁船単位の漁獲を商人に売り、その売上高の一割を納入することを定めているが、口前とはこのような歩合制による税銭を意味するものと考えられるのである。口前と頭役ではどのようなちがひがあるのか、実はこの点ははっきりしない。しかし常識的に考えると、漁獲が多い時期には歩合制の方が税額も大きくなり、反対に漁獲が不安定な場合は、定額制の方が安定した収入を確保することができ。事実、この二つの文書では島内の漁獲が安定する春季には歩合制（口前）が基本であつたようであり、夏期・秋期には頭役が基本として採用されているようである。口前と頭役についてはまだ不明な点も多いが、このように解釈することが今のところ穩当なではなからうか。

さて、あらためて先にあげたA文化六年口前について、掲出した箇所の意味をたどっておくことにしたい。それによると、まず漁獲を島外の市場に運搬する商人は一匁ずつの税銭が課されるとともに、延縄漁を行う縄船が操業し、それには漁獲収入の一割、海草（この時期にはワカメが旬を迎える）収入の一割が徴取された。また、延縄漁船は端午の節句までは指定された海域で、それ以降は自由に漁を行うことができた。この間、この地域で最も近い市場である鳥羽に漁獲を持ち込む場合にも口

前を村に収めることとし、これが五月末まで続く。これに対し、夏の延縄漁については頭役として金一分が、おそらくは船を単位として納入された。さらに、旧盆の七月中旬以降になると旅漁が本格化するが、八月、九月にかけて頭役金額が定められる。また、十月一日以降は口前にかわり、「ぼうけいいわし」すなわち棒受網（ぼうけあみ）を使った鰯漁においては、歩合制の口前を適用した。さらにこの間にこれらの漁獲の売買に關与した秋商人については、春商人よりも高い二匁ずつの税銭が課せられたのである。¹¹⁾

第三章 その他の漁獲

A・B二つの口前文書には、このほかにもさまざまな内容が含まれているが、ここでは神島の漁獲の具体的品目について、その内容をまとめておきたい。

まず最初に、この時期の神島では鰯漁がなされ、その漁獲に対しても一定の税銭が課せられていたことがあげられる。これは「一、八田網三分縄依引口前也」「一、汲鰯縄依引 壹割也」（A）などであるように、網漁によつて捕獲され、また汲鰯と書かれたように小さな網で鰯の魚群をとらえる漁法もあつたらしい。八田網（やつだあみ）は八手網ともいい、複数の船によつて大きな網を広げ、それによつて鰯をすくい取る代表的な漁法である。この場合には単独の船の操業は不可能で、何艘かが協力して網を操作しなくてはならないが、そのために漁獲を保管する縄依の経費三分（三％）を必要経費と認めたうえ、残りを漁獲高に応じ

て課税対象としたのであろう。神島では現在もそうであるが、島内にはほとんど水田がなく、俵を作るための稲わらを確認するには島外から購入する必要があったと想定される。

こうした鰯は、一部では食用に供されただろうが、大量に取れた場合には腐敗しやすい鰯を保存する方法がない。そのためそれらを有効利用するためには、島内でもこれを乾燥させ、干鰯に加工する場合があった。それを示すものとして「一、干鰯買口之義ハ縄俵引賣仕切ニ而取也」「一、地引網之義ハ塩物之義ハ塩口引、干鰯ハ縄俵引、高塩割也」(A・B両方に掲載)という文言が書かれているが、俵に入れた干鰯がこの島で製品化されていたことがえよう。なお、これによると、鰯は地引き網を使用して水揚げされる場合があったことがわかる。

冷凍庫や冷蔵庫などの保存施設がなかった当時、漁獲の多くは鮮魚のまま周辺の市場に運ばれたと考えられるが、しかしそうした場合にも、一部は塩漬けにすることで商品化がなされたようである。それを示すのが、「塩切鰯小鰯釣鰯、賣仕切ニ而口前也、但高塩二付塩高俵引」「ぼうけい塩口引、高割也」とある文言で、ここではタイ・カツオ・サバが樽に入れて塩漬けにされていたことがわかる。「ぼうけい」は不明だが、「ぼうけい鰯」のことであるとすると、イワシの一部も同様に処理されていたことになる。「ぼうけい」は棒受網(ぼうけあみ)のことで、それを使って獲られたイワシのことと解するのである。砂浜がほとんどない神島では塩が生産されたとは考えられず、それを入手するには島外から購入する以外に方法がない。したがってここでも、一樽について一

俵の塩を必要経費とし、それを控除したうえで口前や一割の税銭が課されたと解釈できよう。

神島の塩漬け加工の商品としては、「塩切鰯斗」が見えるが、これはアワビの身を薄く切った鰯斗アワビを塩漬けにしたものをいうのであろうか。「塩切」とはこれも耳慣れない言葉であるが、これが当地でいう塩漬けのことを意味するらしい。

神島ではもう一つ別に、「ひじき」も加工され商品として販売されていた。

一、ひじ起義ハ商人小前方ニ寄ず、賣仕切ニ而木代蒔代として高割半引、口前取なり、たび商人之義ハ買帳ニ而取也、

ここに登場する商人は島の商人、小前はおそらく小前百姓の意で、漁家が自前で販売するケースを想定しているのであろう。「木代・蒔代」が一割半の割合で控除され、その上で口前が買取されたのであるが、「木代」はおそらく薪を購入するための代金で、ひじきを蒸したり茹でたりするための燃料として計上されているのであろう。また蒔(むしろ)は天日干しのために用いたのであろうか。ともあれ、ここではひじきが加熱されたものに乾燥されて、日持ちのする商品となっていたことが想定されるのである。ちなみに、ここには「たび商人」が買帳にしたがって税銭が徴収されたことも見えるが、これは買上げた帳簿の額に応じて、一定の額が課されたものと考えられる。しかも「たび商人」とあるので、これは島の商人ではなく、島外からひじきを購入するために訪れた商人を指す可能性が高い。素朴で単純な加工作業であるが、規模も小

さいとはいえ、神島ではこうした生産活動が行われていたのである。⁽¹²⁾

神島における漁業にあつては、時期によつて扱われた魚種も大きな変化をとげている。小説『潮騒』ではコウナゴ漁やタコ漁が登場するが、そのうちタコは現在でも島の代表的な産品である。前掲「神島調査概報」では、昭和一〇年（一九三五）にはタコが全体の三割程度を占め、以下伊勢海老やイカ、鯛、アワビなどがそれに続く。しかし昭和三十一年（一九五六）の統計では、タコの漁獲販売高が全体の六割以上を占め、それにアワビ、伊勢海老、タイ、イカなどが続いている。

A文化六年口前やB嘉永五年口前では、イワシに言及する割合が高いが、それらは近代に入つてほとんど漁獲の対象にはならなかったようである。また、この時期にはどちらも伊勢海老が登場せず、この点も大きく違つており、またタコについてもAでは何も言及するところがない。しかし、Bでは最後の方の一行に

鮎之儀者十月十五日口わけ

とあつて、ようやくタコ漁の記載が登場する。「口わけ」はおそらく口開けのことで、この日からタコ漁が解禁になったということなのであろう。これは新暦の十一月になるが、海水温が低下し、伊勢湾内奥のタコが外洋に移動するところを狙つて漁をするもので、それを落ちダコと称したことが『潮騒』にも描写されている。近代になつて神島の名産品となつたタコ漁は、嘉永五年（一八五二）のこの頃、ようやく本格的な漁が始まつたことにならうか。

おわりに 村々とセコ

神島の集落は島の北西部にある平坦地に集中し、人口が増加すると斜面に平坦地を確保した上で、次々に家が増加していった。こうして形成された神島の集落は限られた範囲に形成され、小さな家々は庭などの家構えをもたず、密集した集落を形成している。家々の間を走る道路もまるで路地のような細い道が多く、海から見た集落の景観はあたかも屏風絵のようで、家並みは何重にも重なっているように見える。島の集落は、こうして狭い空間に集中しているが、それはこの島が一つの共同体を形成していることを象徴するかのようである。

しかし、島では近年まで集落が三つのセコに分かれ、それは細い谷川の流れを境界として、南セコ、中セコ、東セコの三つに分かれていた。これは地域を示す地理的境界になつており、かつては青年団が宿泊する寢屋が各セコに置かれていたように、公的な住居表示とは別に、それぞれが独立した要素を保っていたことを示している。その様子は明治初年に描かれた神島の地引絵図にも表現されており、今日に至るまでなお一定の地域的要素を示してきた。しかし現代ではセコの区分とは別に四つの町内会が形成されるなど、次第にセコのもつ意義も薄れてきている。三つのセコの存在は、時代をさかのぼるほど大きかったことが予想されるが、今回取りあげた二つの口前文書にもそのことが示されている。それは、その文書の末尾にある署名部分に端的に表現されているといえる。

A文化六年口前

右之通堅相定申候 以上

文化六巳極月日

東村宿本 文四郎／五郎松／伊吉（／は改行を示す）

中村宿本 茂左衛門／長吉／万太郎

南村宿本 弥十郎／駒右衛門／藤之丞

地下 御役人衆中

B 嘉永五年口前

右之通堅相定申候 以上

中村宿本 五郎松／文六／若之助

南村宿本 善太郎／久左衛門／七左衛門

東村宿本 儀平／嘉八／十太郎

嘉永五子極月日

地下 御役人衆中

二つの口前文書に見える末尾の形式は同じで、これは、中村、南村、東村の宿本が「地下 御役人衆中」に提出したものであることを示している。「御役人」に相当するのは庄屋・肝煎であつて、貢納の主体となつてゐる宿本とは、一般的な名称でいえば百姓代に相当しよう。そしてこれら三つの「村」が中セコ、南セコ、東セコと一致することも確實である。当時神島は答志郡神島村として鳥羽藩配下の一つの村を形成していたが、神島ではセコと呼ばれた三つの地域が庄屋・肝煎のもとに統合され、全体として一つの行政機構を形成したことを物語っている。

近世神島の漁業と租税体系

しかしそれと同時に、神島村には公的な行政区画とは別に、三つの「村」が島内に存在した。そしてこのことは、セコが「村」と呼ぶにふさわしい独立性と強い結びつきをもった存在であったことを反映する。近代の行政区画では意味を失つたセコは、江戸時代には村と認識され、口前文書に見られるように、税錢負担の主体として強く意識されたのである。それは必ずしも、互いのセコが対立関係にあつたことを示すものではないが、しかしかといつて三つのセコが一定の自立性を保持したことも無視することができない。

このことは、二つの文書とほぼ同じ時期に書かれた明治初年の神島絵図においても確認することができる。この絵図は明治五年から六年にかけて作成された絵図で、地租改正を控えた明治政府が土地所有権を確定するために作製した地引絵図の控えと見なされる絵図である。⁽¹³⁾ 図の中央には、浜から山にかけて二本の水流（谷川）が描かれているが、神島ではこれを境界として、右側（南側）から南セコ、中セコ、東セコの三つのセコに別れていた（図4参照）。

このうち、南セコと中セコの境界部分に高札場があるが、高札場の浜側を走る浜に平行の道が、中セコの地域に突きあたるところでいったん終わり、中セコではそれとは少しずれた場所に浜に平行の道を設けている。現地を調査すると、ここは段差のない平面的な地形になっており、本来なら南セコの道はそのままずっと中セコの集落の中に続くのが自然である。しかし絵図ではそのようなようになっておらず、またここは現在でもそのままの地形が残っていて、絵図の形状が今日まで継承されてい



図4 明治初年神島村地引絵図（「近世神島の村絵図」より）

る。南セコの高札場前の道は、中セコの集落によっていわば分断されているのであって、このことは南セコと中セコの道路配置が別々に設定されたことを示唆している。

似たようなことは、中セコと東セコの間にも見いだすことができる。

中セコと東セコを区画する水流がやはり図の中央に流れているが、図でいえば水流の右側が中セコ、左側が東セコにあたる。二つのセコを結ぶ道があれば、両者の住民は簡単に往来できるはずであるが、しかし絵図を見ると実は中セコと東セコを結ぶ道がなく、両者は孤立し分断された状態になっているのである。もし二つのセコを往来しようとすれば、いったん浜に出たうえで、改めてそれぞれのセコに入っていくルートしかない。この部分は現在では浜に平行する道が新たに開通し、二つのセコは簡単に往来できるが、そうした状況が少なくとも明治初年までは実現しなかったのである。

このように、神島ではその道路体系を見ても三つのセコが高い独立性を保ち、それぞれの集落がある程度のまとまりを保持していたことが読みとれる。かつてのセコは現在よりもはるかに独立性が高く、それがこうした集落の構造にも表現されているといえよう。二つの口前文書にあって、三つのセコが「村」と表記されたのは、このような神島の支配形態を反映するものでもあったのである。

- (1) 三島由紀夫『潮騒』創作ノート(『決定版 三島由紀夫全集』4、新潮社、二〇〇一年)。
- (2) 神島の集落分析や島に残された地引絵図の紹介、さらに古文書や『参海雜誌』との関係については、拙稿で何度かにわたって研究成果を発表したことがある。以下にその標題を記しておく。拙稿「鳥羽市神島の集落とその構造―地引絵図の分析を中心に―」(科学研究費報告書「日本における漁業・漁民・漁村の総合的研究」所収、二〇一〇年)、同「鳥羽市神島の近世文書」(『青山史学』三三号、二〇一三年)、同「近世神島の村絵図」(『青山史学』三三三号、二〇一五年)、同「参海雜誌」にみえる近世の神島」(同『青山史学』三四号、二〇一六年)。
- (3) 拙稿「鳥羽市神島の近世文書」(前掲)。
- (4) 同右。
- (5) 三重大学文学部地理学研究室「神島調査概報」(『三重地理学会報』第六号、一九五七年)。
- (6) 渡辺畢山『参海雜誌』(小澤耕一・芳賀登監修『渡辺畢山集』第2巻、日本図書センター、一九九九年)、拙稿「参海雜誌」にみえる近世の神島」(前掲) 参照。
- (7) 萩原秀三郎『神島』(井場書店、一九七三年)。
- (8) 三重大学文学部地理学研究室「神島調査概報」(前掲)。
- (9) 『類聚名物考』(歴史図書社、一九七四年)。
- (10) 『国史大辞典』(吉川弘文館)(宮本又次氏執筆)。
- (11) 掲出した文書のうち、「鳥羽實はへ登り之義ハ口前也」という箇所については意味がよくわからない。同じような語句はBの対応箇所「鳥羽實はへのほり」とあって、「はへのほり」という表現があったことがわかる。

近世神島の漁業と租税体系

鳥羽は神島に近い最も大きな城下町であり、「鳥羽売り」はおそらくその市場に水揚げを運ぶことを意味するのであろう。「はえ」という言葉については、前掲「神島調査概報」に「ハエ(二組の網)は縦一尋、横一二尋(約一・八米)の網が一二枚連なつたものである」とし、海老漁に使用されたことが書かれている。しかし、「はへのほり」という表現は漁網の処理とは関係がないようで、文書の「はへ」とは別の言葉のようである。これに対し、文書中にはほかにも「はへ」という言葉が使われた箇所がある。「六月七日はへ込口前也、同はへ出之節茂仕切取也」(A)とあるのがそれであるが、これに対応する箇所がBでは「六月七日はへ込之節迄頭役也、夏縄出分頭役也」とあって、「はへ出し」とは「夏縄」のこと、つまり縄を出すことに対応するように見受けられる。艘だとすると、「はえ込み」は縄を回収することになるのか。しかしこの場合も、「鳥羽売りはへのほり」という表現の意味をうまく理解することができない。「はへ」「はへ込み」「はへ出し」の意味は文書中の用例だけでは解釈することができず、その意味も今のところ不明とするしかないようである。

(12) このほか、神島では魚油の生産も行われていた。詳細はわからないことが多いが、「絞油干鰯何によらず大晦日迄取揚候義者、其年之口前江取也」(A)(B)と書かれているように、干鰯とともに「絞油」が生産され、その年の生産に関しては大晦日までを一区切りとして口前を貢納することが定められている。この場合は干鰯と一緒にあげられているので、イワシ油を指すのであろう。これに関しては、口前が徴収されていることから考え、商品として移出されるのが原則であつたらしい。ただし、島内にはほかに油を得る手段がなく、島内で消費される分もかなりの割合を占めたものと想定される。また、魚油に関しては、「一、六つせさめ油義、所二面小賣致候共、亦御燈明油にも煎立二而改、木代引割割」(B)に記載され

た文言で、Aもほぼ同じ文を載せる」とあって、鯨から油を取ることもあった。サメは内臓から多くの油が採れることが知られているが、「木代」「煎り立て」などの表現からすると、やはり加熱することによって油を採取したものと考えられる。またここに「小売り」とあるのは、島内の百姓に販売することをいうのだろう。さらに鯨油は「燈明油」にも用いられたが、これは「御」という敬称がついていることから、あるいは島の燈明堂のための油なのかもしれない。神島には、島内最高点にあたる灯明山（とうめやま）の頂上に燈明堂が設けられ、鳥羽藩の管理のもとで夜間の海上交通に重要な役割を果たしていた。

(13) 拙稿「鳥羽市神島の集落とその構造―地引絵図の分析を中心に―」（前掲）。